議案第57号

亀山市営住宅条例の一部改正について

亀山市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年8月29日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

亀山市営住宅条例 (平成17年亀山市条例第135号) の一部を 次のように改正する。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

別表第1昭和30年度の項を削り、同表昭和36年度の項中「、 14番10号」を削り、「5」を「4」に改め、同表昭和38年度 の項中「9」を「6」に改める。

附 則

この条例中第6条第2項第8号の改正規定は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第72号)の施行の日から、別表第1の改正規定は公布の日から施行する。